



財団法人日本自動車研究所
審査登録センター

マルチサイト組織のサンプリング審査適用ガイド

マルチサイト組織のサンプリング審査は、財団法人日本適合性認定協会（JAB）の定める JAB MS 301 に基づき実施するものです。

1. マルチサイト組織のサンプリング審査とは

1) マルチサイト組織の定義

マネジメントシステム活動の計画、管理/マネジメントを行う、中央機能（以下「中央サイト」という）と、そのような活動を全面的に又は部分的に行う地方事務所又は支店/営業所（以下「地方サイト」という）のネットワークをもつ組織を言います。

2) マルチサイト組織のサンプリング審査とは

下記に示すマルチサイト組織におけるサンプリング審査採用の要件を満たす場合、「地方サイト」のすべてを訪問して審査するのではなく、訪問サイトをサンプリングにより決定します。

尚、「中央サイト」は毎回訪問させていただきます。

サイトのサンプリング数およびサンプリングサイトの決定については、IAF（国際認定機関フォーラム）の決定したルールに従って実施させていただきます。

3) 但し、以下の場合マルチサイト組織のサンプリング審査を採用いたしません。

①組織のマネジメントシステムの下で運用されているが、組織が認証範囲に含めないという決定した一時的サイト

注記：含めないという組織の決定が適切な場合のみ

②環境マネジメントシステムの場合：

- ・環境影響が「中」から「高」のサイト。但し、「中」の場合は個別に検討することがあります。

- ・異なる行政単位に所在しているサイト

但し、組織が中央サイト・地域統括サイト・地方サイトという階層システムで運用されている場合で、法的要求事項の特定あるいは順守の評価を中央サイト/地域統括サイトで実施するとしたマネジメントシステムをもつ場合には、地方サイトの審査にサンプリング審査を採用できます。

尚、法的要求事項の特定あるいは順守の評価を中央サイトのみで実施している場合、地域統括サイトもサンプリング審査の対象とします。

2. マルチサイト組織におけるサンプリング審査採用の要件

1) マルチサイト組織の要件

(1) マルチサイト組織は単独の法人である必要はないが、すべてのサイトが以下の要件を満たす場合、マルチサイト組織とする。

- ①中央サイトと法的又は契約に基づいたつながりをもっている
- ②中央サイトが策定、確立した共通のマネジメントシステムに従っている
- ③中央サイトによる日常的な業務監視及び内部監査の対象となっている
- ④中央サイトが必要な場合是正処置の実施を命令する権限をもっている

(2) マルチサイト組織の例を以下に示す。

- ・フランチャイズで運営している組織
- ・製造業の組織のもつ販売ネットワーク（販売網に適用される）
- ・類似のサービスを提供する複数のサイトをもつサービス会社
- ・複数の支店/営業所をもつ会社

2) サンプリング審査の要件

(1) 上記に示すマルチサイト組織のすべてのサイトが以下の要件を満足する場合、マルチサイト組織におけるサンプリング審査を可能とする。

- ①プロセスが実質的に同一の種類である
- ②類似の方法及び手順で運用されている
- ③サイトのマネジメントシステムが、中央サイトで統制及び管理されている計画の下で活動している。
- ④中央サイトが実施するマネジメントレビューの対象となっている。
- ⑤初回審査においては、すべてのサイトが、また拡大審査においては拡大対象のサイトのすべてが、組織の内部監査プログラムの対象として、JARI-RB の審査の前に監査されている。
- ⑥中央サイトは、審査に関連するマネジメントシステム規格に従ってマネジメントシステムを確立し、すべてのサイトがその規格の要求事項及び関連する規制に従っていることを示すことができる
- ⑦中央サイトは次に示す情報その他をすべてのサイトから収集し、分析する能力及び必要があれば組織変更を行う権限と能力をもっていることを示すことができる。
 - ・システム文書の制改訂あるいはシステムの変更
 - ・マネジメントレビュー
 - ・苦情情報
 - ・是正処置の評価
 - ・内部監査計画案及び結果の評価
 - ・EMSにおける環境側面及び関連環境影響の変更
 - ・種々の法的要求事項

3. マルチサイト組織におけるサンプリング審査を希望する組織への特有の要求事項

- 1) JARI-RB は、組織がマルチサイト組織のサンプリング審査を希望する場合、2 項に示す要件を満たしていることを確認させていただきます。確認は現地を訪問して行うことがあります。
- 2) 必要な場合には（例えば単独の法人でない場合）、サイトとの間で 2 項の 1) の(1)を可能とする正式な合意書を締結することを要求することがあります。
- 3) 審査中に不適合が検出された場合、是正が完了するまでは登録証は発行されません。この是正は、必要な場合影響するすべてのサイトで実施されることが必要です。
- 4) 上記の不適合を回避する目的で、不適合の検出されたサイトを登録範囲から除外することはできません。
- 5) JARI-RB は、組織が実施した内部監査において検出された不適合に対して以下を要求します。
 - ①不適合があるサイトで検出された場合、その不適合が他のサイトにも影響を及ぼすものであるか否かの調査の実施
 - ②不適合が全体のシステムの欠陥であると判明した場合、中央サイト及び影響を受けるサイトにおいて是正処置の実施及び検証
 - ③不適合が全体のシステムの欠陥でないと判明した場合は、是正処置を限定的なものとすることの正当性の審査における証明